

平成30年4月三木市教育委員会（臨時会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 平成30年4月6日（金）午後4時30分
- (2) 閉 会 平成30年4月6日（金）午後5時05分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 教育長就任あいさつ
- 第3 委員及び職員の紹介について
- 第4 教育長職務代理者の指名について
- 第5 会議の非公開の決定について
- 第6 第1号議案 三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第7 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	西 本 則 彦
委 員	井 口 徹
委 員	石 井 ひろ美
委 員	浦 崎 秀 一
委 員	大 北 由 美

5 欠席者 なし

6 事務局出席者

教 育 総 務 部 長	石 田 英 之
教 育 振 興 部 長	奥 村 浩 哉
教 育 振 興 部 次 長	岩 崎 恵
教 育 総 務 課 長	五 百 蔵 一 也
教 育 施 設 課 長	長 池 陽 作

文化・スポーツ課長	森 本 雅 彦
学校教育課長	生 田 淳 仁
教育センター所長	大 東 豊
教育・保育課長	正 心 均
生涯学習課長	近 藤 豊
図書館長	伊 藤 真 紀
企画政策課長	降 松 俊 基
教育総務課係長	能 出 真 一

7 傍聴者 なし

開 会

教育長が、平成30年4月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、井口委員と石井委員を指名した。

日程第2 教育長就任あいさつ

教育長が、就任に当たり次のように述べた。

(西本教育長) 私は、3月市議会定例会において任命同意を得て、4月1日から教育長に就任させていただいた。教育委員会の所管事項は、市長部局からの補助執行事務を含め、就学前教育、義務教育、社会教育、文化、芸術及びスポーツなど、非常に幅が広い。その中で、私が最も大きな課題と捉えているのは、学校再編である。今後、市長との総合教育会議において、慎重に議論を進めていくことになるが、市民のご意見を拝聴しつつ、何よりも未来を担う子どもたちを中心に据え、最良の選択をしていきたいと考えている。

私の教育長就任に伴い、新教育委員会制度が実質的にスタートすることになる。教育委員の皆様、学校、就学前教育保育施設の職員及び教育委員会事務局の職員のご支援、ご協力をいただきながら、

これまでの私の行政経験も生かし、より良い教育委員会を作っていきたいと考えている。よろしくようお願い申し上げます。

日程第3 委員及び職員の紹介について

教育総務部、教育振興部の順で事務局職員が自己紹介し、次いで委員が自己紹介した。

日程第4 教育長職務代理者の指名について

教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長職務代理者に井口委員を指名した。

日程第5 会議の非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、公開で審議することを決定した。

日程第6 第1号議案 三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○五百蔵教育総務課長が次のように説明した。

三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

制定理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育委員会制度に対応した教育長が就任したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正するものである。

改正の効果として、新教育委員会制度では、従来の教育委員長と教育長が一本化された新教育長の下で、より迅速かつ確実な教育委員会の運営体制を構築できる。

改正の主な内容として、現行の規則第2条第1項に教育委員会の議決事項として規定している項目を、教育長へ委任することができないもの、又は合議制の機関としての判断が必要である項目（議決事項）と、議論の余地が無いものやその他重要なもの（報告事項）に整理し、

報告事項は、規則第2条第2項へ移した。

(西本教育長) 改正した項目について具体的に説明願う。

(五百蔵教育総務課長) 規則第2条第1項第3号を、「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、廃止し、又はその方針を決定すること。」に改正した。規則第2条第1項第7号として、「教育に関する新たな制度を創設する際の方針を決定すること。」を追加した。規則第2条第1項第8号として、「地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による事務の委任又は補助執行に関すること。」とし、旧の7号及び8号を整理した。規則第2条第1項第10号として、「国、県又は市の行う重要な褒章について推薦すること。」と改正した。規則第2条第2項には、現行の規則第9号「諮問機関に対して重要な諮問をすること。」、第10号「教育に関する重要な調査を行うこと。」、第12号「教育財産の管理に関する基本的事項の決定に関すること。」、第13号「重要な褒章を行い、及び国又は県の行う重要な褒章について推薦すること。」のうち、「褒章を行うこと。」、第15号「教育委員会の諮問機関その他の付属機関の委員を任命し、又は解任すること。」、第16号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。」及び第19号「市の文化財を指定し、若しくは指定を解除すること又は国又は県の文化財指定について推達すること。」を移した。

(石井委員) 事務を円滑に処理するため、議決事項と報告事項を線引きした改正と捉えてよいか。

(五百蔵教育総務課長) そのとおりである。

(西本教育長) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定まっている事項は、教育長に権限を委任することができないため、議決事項として残している。その他の事項については、新教育委員会制度となり、教育委員会で諮るべきものと、教育長に権限を委任するものに整理したのが今回の規則改正である。

教育長が、第1号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

第7 次回定例会の開催日程について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催予定日程について諮り、平成30年4月18日、午後3時から開催することを決定した。

閉 会

教育長が、平成30年4月三木市教育委員会臨時会の閉会を宣言した。